

大阪府岸和田市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和5年7月1日現在における大阪府岸和田市の行政区域とする。

面積は、7,272ヘクタール（岸和田市面積）である。

ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除く。

本区域は、下記の環境保全上重要な地域を含むため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（和泉葛城山ブナ林鳥獣保護区）
- ・大阪府が大阪府自然環境保全条例に基づき指定した大阪府自然環境保全地域（意賀美神社自然環境保全地域）
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（和泉葛城山シラキ・ブナ群落及びその周辺、牛滝シラカシ群落及びその周辺、意賀美神社シイ群落及びその周辺）
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域（神於山自然再生事業実施区域）
- ・生物多様性保全上重要な里地里山（神於山地区・意賀美神社、和泉葛城山山麓周辺区域）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する国内希少野生動植物種の生息域（和泉葛城山、大沢町、塔原町、河合町、丘陵部及び山地部の一部）
- ・「大阪府レッドリスト」で選定された生物多様性ホットスポット（和泉葛城山、泉州ため池群、意賀美神社、神於山、阪南2区埋立地の一部）、絶滅の危機に瀕している野生動植物種生息域（大沢町、塔原町、相川町、岡山町、河合町、阪南2区埋立地、神於山、久米田池周辺、和泉葛城山の一部）及び地形・地質（神於山の一部）

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域に存在しない。

(岸和田市行政区域図)



(2) 地域の特徴 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)
(地理的条件)

岸和田市は、大阪府の南西部にあり大阪市の中心部までは概ね 20km 圏内に位置し、鉄道で約 25 分、自動車では阪神高速 4 号湾岸線が通っており約 30 分程度の距離にある。

また、国内外の空の玄関口である関西国際空港までは約 15 分程度の距離にあり、海の玄関口として、大阪府が管理する重要港湾の阪南港が整備されている。

(インフラの整備状況)

1) 公共交通機関

鉄道は、南海電気鉄道本線・JR 西日本阪和線により大阪市、和歌山市と結ばれており、所要時間は両市とも約 30 分圏内の位置にある。

2) 主な道路網

岸和田市の臨海部には大阪府道 29 号大阪臨海線、阪神高速 4 号湾岸線があり、これにより大阪市の中心部へ移動することができる。その他にも岸和田市の中心部には国道 26 号、山間部には阪和自動車道が整備されており、大阪市の中心部や和歌山県方面への交通の利便性も高い。

(教育機関)

岸和田市には、厚生労働省が所管し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する近畿職業能力開発大学校（近畿ポリテクカレッジ）があり、理論と技能・技術を有機的に結びつける「実学融合」を設立の基本理念とし、21 世紀の日本の「ものづくり」を担う人材育成を目指している工科系の大学校である。地域のものづくり産業にも大きな好影響を与えており重要な教育機関である。

(産業構造)

岸和田市は、古くから泉州地域における中核都市として、海から山までの豊かな自然を有する地域性もあつて様々な産業が発展してきた。令和2年国勢調査によれば、現在、岸和田市の産業構造として、産業別就業者数から見ると、第一次産業が1.5%、第二次産業が24.3%、第三次産業が74.2%と第三次産業就業者数割合が高い。岸和田市では、昭和42年にJR東岸和田駅に隣接する泉州卸売団地が整備されるなど、卸売業・小売業の就業者数割合が高くなっている。岸和田市では臨海部や丘陵地区を中心とした製造業の産業集積が進んでおり、令和3年経済センサス活動調査によれば、売上高、付加価値額においても、製造業は、岸和田市の売上高の26.9%、付加価値額20.3%と、いずれも産業大分類別でトップとなっており、岸和田市の基幹産業となっている。

一方で、第一次産業について、岸和田市内には3つの漁業協同組合（大阪府鰯巾着漁業協同組合、岸和田市漁業協同組合、春木漁業協同組合）があり、大阪府で随一の漁獲量（5,684t）（平成30年海面漁業生産統計調査）を誇っている。また、令和3年市町村別農業産出額（推計）によれば、軟弱野菜や果樹をはじめ農業が盛んであり、農業産出額は22.7億円で大阪府内の7.7%を占め、2番目に高い。

(人口分布の状況)

令和2年国勢調査によれば、人口は、190,658人となっており、市域面積の約4割が人口集中地域となっている。「岸和田市人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」では、岸和田市の人口は、昭和30年代の高度成長期から急激に増加し、その後、その傾向は緩やかになるものの近年まで増加を続け、2002年には推計人口で201,500人に達した。しかし、その後人口は減少に転じ、2010年には199,234人と20万人の大台を割り込み、現在に至る。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

令和3年経済センサス活動調査によれば、岸和田市における製造業の事業所数は718事業所、その付加価値額は市内全体の20.3%を占め、地域経済における基幹産業となっている。

これまで、岸和田市では住工混在解消による操業環境の向上などを目指し、阪南2区及び丘陵地区への産業集積を図ってきた結果、製造業を中心として市内事業者の移転・集約や企業誘致が進んでいる。今後も岸和田市の金属製品製造業、鉄鋼業、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業等を中心とした産業集積を生かしつつ、幅広く成長性の高い新事業等への参入を支援するとともに、多様なものづくり関連産業等における生産性向上、販路拡大を支援し、売上増加を促進することで、地域雇用の増大につなげ、地域経済の活性化を図る。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0 円	430.6 百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたりの平均68.89百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で430.6百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のK P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の承認事業件数	1 件	5 件	400%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が6,889万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査）を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で5%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で4%以上増加すること。

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

岸和田市の金属製品製造業、鉄鋼業、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

（2）選定の理由

岸和田市の金属製品製造業、鉄鋼業、生産用機械器具製造業、木材・木製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

岸和田市は、高度成長期に岸和田工業センター、大阪鉄工金属団地、木材コンビナートが形成され、同業種事業者が切磋琢磨し、高い技術力を培ってきた。近年では、阪南2区や丘陵地区での製造業を中心とした産業集積が進んでいる。

令和3年経済センサス活動調査によれば、岸和田市には、7,050社の多様な事業所が存在し、そのうち製造業については、全事業所数の10.2%を占めている。さらに、付加価値額について、大阪府内で占める割合をみると、木材・木製品製造業8.8%（府内5位）、鉄鋼業2.2%（府内6位）、金属製品製造業1.7%（府内7位）、生産用機械器具製造業1.1%（府内10位）であり、岸和田市のリーディング産業となっている（地域経済分析システムRESAS）。

例えば、木材・木製品製造業では、全工程をコンピューターで制御し、高圧ダブルディ

スク型解繊機、特殊方法による接着剤の混入、高速高圧多段プレス・連続プレスの3つの画期的な技術のコンビネーションにより圧倒的なシェアを誇るMDF製造企業が操業している。鉄鋼業では、あらゆる材質・用途に適応した鏡板加工技術を開発し、宇宙開発や原子力などテクノロジーの最先端分野のニーズに応える鏡板の国内トップメーカーで中小企業庁発表の「元気なモノ作り中小企業300社」に選ばれた企業が存在している。金属製品製造業では、プレス加工後の二次加工(バレルや電解研磨)を不要とする、なめらかな端面に仕上げるプレス加工技術を有し、その優れた技術力を評され「関西ものづくり新撰2021」に選定された企業が存在している。さらに、生産用機械器具製造業では、苛酷な環境下で使用される機械部品の塗装が可能なカチオン電着塗装により、防錆性能が高く、高品質な塗膜形成の技術を持つ、経済産業省選定の地域未来牽引企業が存在し、これらの企業等が地域経済牽引の一役を担っている。

また、岸和田市の製造業は、こうした基幹産業を担う企業の存在とともに、付加価値額において、繊維工業は府内9位、窯業・土石製品製造業は府内8位(地域経済分析システムRESAS)を誇っており、例えば、板厚30ミクロン材のスクライブ切断など極薄切断加工技術など、優れた品質と高い技術を有するものづくり企業が地域未来牽引企業に選定されるなど各分野において国内外にて高い評価を得ている。また、食料品製造業等については現状府内17位(地域経済分析システムRESAS)であるが、大阪府内で随一の漁獲量や府内2位の農業産出額といった特色を活かし、更なる発展が期待される。

今後、一層の研究開発や画期的な素材の開発等の様々な製品・技術革新が行われる中、素材産業に対する需要の高まりと用途の増加が期待される。

岸和田市ではものづくり産業を支援すべく、市内中小事業者等に対し、近畿職業能力開発大学校等を通じた研修事業(研修受講、研修開催)、デジタル化に係る取組、市外の展示会への出展等販路開拓に係る取組に対し、その費用の一部を補助しているほか、貝塚市やハローワークと連携した「合同企業就職面接会」を実施し、企業の人材不足等の課題解決や人材育成を支援している。また、企業支援メールマガジンを毎月配信し、企業経営に役立つ情報を配信するなど企業経営強化に向けた施策に取り組んでいる。

これらの取組により、岸和田市の特性を生かした成長ものづくり分野の企業経営力を向上させるとともに、多種多様な関連産業に対しても波及効果をもたらし、地域経済の活性化に繋げていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を促進していくためには、地域の事業者ニーズを的確に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。また、事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策等も併せて活用し、積極的な対応により、事業効率化や生産性向上の促進及び企業間連携を支援することで、企業の新事

業の展開や成長分野への参入を支援する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 産業集積促進助成金（岸和田市）

企業の立地を促進するため、対象区域内において、企業が新設を行った場合、固定資産税相当額等を助成金として支給する。

分譲	土 地	固定資産税収納額相当額を 10 年間助成
	家 屋	固定資産税収納額相当額を 10 年間助成
	償却資産	固定資産税収納額相当額を 2 年間助成
賃貸	土 地	1 m ² 当り 500 円を乗じた額（当該金額が年間賃借料を上回る場合は年間賃借料）を 5 年間助成
	家 屋	固定資産税収納額相当額を 5 年間助成
	償却資産	固定資産税収納額相当額を 2 年間助成

② 産業支援助成金（岸和田市）

企業の良好な操業環境の維持のため、対象区域内において、企業が設備投資を行った場合、助成金を支給する。

土 地	固定資産税収納額2分の1相当額を5年間助成
家 屋	固定資産税収納額2分の1相当額を5年間助成
償却資産	固定資産税収納額2分の1相当額を2年間助成

③大阪府の企業立地の優遇制度（大阪府）

ア 企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額 1 億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の 5 %（府内に本店等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

イ 産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに 2 億円

④ 地方創生関係施策（岸和田市）

令和元年度以降、地方創生推進交付金(現：デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ))を活用し、ビジネスサポートセンターを設置し、岸和田市の木材・木製品製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業等の成長ものづくり分野を含め、課題を抱える事業者に対して、専門的かつ実践的な解決力のある人材がチームとなり、ビジネスモデルの構築、資金調達、販路開拓、人材育成・確保等の必要な支援を総合的に行っている。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

- ① 「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。
- ② 「岸和田市オープンデータカタログサイト」において、岸和田市が所有する各種データを公開し、商業利用等への活用に供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、岸和田市魅力創造部産業政策課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

- ① 岸和田商工会議所、株式会社池田泉州銀行との産業振興連携協定(岸和田市)
「新規創業、新産業創出に関する事項」、「農業・漁業、観光等地域資源の活用・連携に関する事項」、「企業誘致に関する事項」、「技術支援、情報提供、マッチング支援、人材育成、雇用確保に関する事項」、「岸和田産業PRと情報発信に関する事項」、「必要と認める産業振興に関する事項」の計6つの事項にて連携を図る。その具体的な施策として、創業支援ネットワークの構築・連携、合同企業説明会の開催などを連携し実施することで、創業者や事業者をあらゆる側面から支援する。

② 産業用地の確保支援(大阪府・岸和田市)

埋立による土地造成や公有地のみならず民有地も含めた未利用地の有効活用等に向けた検討・調査を大阪府等とともに進めていく。

③ DXの促進支援

◆ 中小企業のDXの推進(大阪府・岸和田市)

大阪府では、中小企業のデジタル技術の活用による新たな価値創出の取組を促進するため、民間事業者をはじめ大阪市や大阪産業局、商工会・商工会議所などの支援機関とも連携し、普及啓発、専門家派遣、DX人材の育成など幅広い支援に取り組んでいる。

また、岸和田市では、市内事業者のデジタル化・IoT・AI導入による販路開拓、生産性や業務効率向上につながるソフトウェア等導入に係る経費の一部を補助する

ことにより、中小企業のDX促進を図る。

◆公民連携によるDX人材の育成（大阪府）

大阪府では、求職者の動機付けから、企業で活躍できるDX人材の育成、求人企業とのマッチングや在職者のスキルアップに至るまで総合的に支援する「オオサカDXメソッド」を実施し、DX人材の活躍推進に向けて取組んでいる。

④ GXの促進支援

◆技術・製品開発支援、ビジネスマッチング支援（大阪府）

カーボンニュートラル分野（バイオプラスチック、蓄電池や水素・燃料電池を柱とするエネルギー関連）のビジネスを推進するため、企業の技術開発等の取組みを支援するとともに、ビジネスチャンスの拡大を図るため、エネルギー関連ビジネスに参入意欲のある中小企業と大手・中堅企業とのマッチング支援に取り組んでいる。

◆脱炭素経営に関する情報提供や省エネ・再生可能エネルギー等に関する相談窓口の設置（大阪府）

排出量の見える化や補助金・ESG融資などの脱炭素経営に関する情報提供を行うとともに、大阪市と共同で運営する「おおさかスマートエネルギーセンター」において、省エネの推進や再生可能エネルギーの導入に関するワンストップ相談窓口を設置するなど、事業者における脱炭素の取組みを支援する。

⑤ 実証事業の支援（岸和田市）

岸和田商工会議所と連携し、岸和田発の新しいビジネスの創出や市内事業者とのマッチングを目的として、市内丸ごとを大きなラボ（実験室）と捉え、2025年大阪・関西万博を見据えた革新的な実証事業を行う事業者の支援として、実証フィールドの調査・調整等する。

⑥ 研究開発や販路開拓等の支援

◆府内ものづくり中小企業に対する総合的支援（大阪府）

地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）において、販路開拓や産学連携、知的財産活動など総合的な支援に取り組み、ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図る。

◆海外との商談機会の提供等ビジネス展開支援（大阪府）

大阪産業局と連携し、海外ビジネスサポートデスクや上海事務所を活用して、海外展示会等での商談支援を行うとともに、JETROと連携し、成長産業分野の海外展示会への出展支援や海外バイヤーとのマッチング事業等の支援により、企業の海外販路開拓の促進を図る。

⑦ 事業継承等の重要性・支援策の周知（大阪府・岸和田市）

大阪府事業承継ネットワークに参画し、商工会議所をはじめとした各支援機関と連携し、事業継承・事業再編の重要性やそれらに対する支援等についてホームページや広報誌等により周知を行うとともに、各種相談に対応する。

(6) 実施スケジュール			
取組事項	令和 5 年度	令和 6 年度～ 令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 産業集積促進助成金	実施		▶
② 産業支援助成金	実施		▶
③ ア企業立地促進補助金（大阪府）	実施		▶
③イ産業集積促進税制（大阪府）	実施予定		▶
④ 地方創生関係施策	実施		▶
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①大阪府オープンデータカタログサイト	実施		▶
②岸和田市オープンデータカタログサイト	実施		▶
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 事業者からの相談	随時対応		▶
【その他】			
① 岸和田商工会議所、株式会社池田泉州銀行との産業振興連携協定	実施		▶
② 産業用地の確保支援	実施		▶
③ D X の促進支援	実施		▶
④ G X の促進支援	実施		▶
⑤ 実証事業の支援	実施		▶
⑥ 研究開発や販路開拓等の支援	実施		▶
⑦ 事業承継等の重要性・支援策の周知	実施		▶

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

岸和田市内で地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、岸和田市における産業支援機関である岸和田商工会議所、株式会社池田泉州銀行、近畿職業能力開発大学校等と十分に連携することにより、支援効果を最大限発揮していくことが重要である。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 岸和田商工会議所

岸和田市と産業振興連携協定を結んでおり、中小企業相談所を設置し、事業承継や人材確保、金融に関連した資金繰り対策、デジタル化や脱炭素化支援等、様々な経営上の課題解決に向けた支援を行う。

② 株式会社池田泉州銀行

岸和田市と産業振興連携協定を結んでおり、事業者に対してセミナーや補助金活用、合同企業就職説明会の開催を通じた人材確保に向けた支援等を行う。

③ 近畿職業能力開発大学校

将来の地域産業、ものづくりを担う人材育成や既存事業者の従業員のためのスキルアップ機会を創出する。

④ ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO)

クリエイション・コア東大阪内にある、ものづくりビジネスセンター大阪 (MOBIO) は、ものづくり中小企業の最新技術・製品を展示する日本最大級の常設展示場を有する、大阪府と関係機関が運営する府内ものづくり中小企業の総合支援拠点であり、ビジネスマッチングを中心に販路開拓、産学連携、知的財産活動など総合的な支援を行っている。

⑤ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所

大阪における産業技術とものづくりを支える知と技術の支援拠点として、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、これらの成果の普及及び実用化を促進している。

⑥ 公益財団法人大阪産業局

大阪府の中核的な中小企業支援機関として、府内ものづくり企業の販路開拓支援をはじめとする様々な支援サービス (国際ビジネス支援、設備貸与、よろず支援拠点等) を提供するとともに、「マイドームおおさか」の貸館事業 (展示会・商談会、セミナー会場等) に取り組んでいる。

⑦ 大阪信用保証協会

信用保証協会法に基づき設立された公的法人として、中小企業者や新たに事業を立ち上げる方の公的な保証人となり、事業資金の調達が円滑に行えるよう支援するとともに、利用先中小企業に対する経営支援や、創業を目指す方に支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

① PDCA体制の整備等

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

② その他

本計画を推進するにあたっては、「新・産業ビジョン岸和田（岸和田市産業振興基本計画）」をはじめとする関連計画と調和して整合を図るものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府岸和田市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。